

用語解説

○1 階部分

公的年金の年金給付のうち基礎年金に相当する部分。年金額は、「加入期間×一定額」で算定される。定額部分ともいう。原則として、65 歳以上の者に給付される。本報告書では、各制度が毎年拠出する基礎年金拠出金を、各制度の1 階部分として、検証している。なお、被用者年金では 65 歳未満の者にも定額部分が支給されるが、ここでは2 階部分の一部として扱っている。

○永久均衡方式

年金財政の将来見通し作成の基準として、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を作る方法。

○恩給制度等の制度主体

恩給等は、公務員が相当年限忠実に勤務して退職又は死亡した場合などに、生活の支えとなるものとして、国等が使用者として給付するものである。その実施者と費用負担者は事業主たる国、地方公共団体等とされてきた。なお、恩給等が適用された公務員は俸給の一部を国庫等に納付していた。また、現在も恩給期間だけを有する者への給付は恩給制度から支出されている。

○学種

学校の種別。私学共済では、大学、短大、高専、高校、中学、小学、幼稚園、盲・ろう・養護、各種、専修に分けている。

○確率的将来見通し

将来推計に使用する前提が確率的に変動するものとして、シミュレーションを多数回行い、将来推計の姿を一つのパターンではなく確率分布の形で把握するもの。将来の姿の実現度合がわかるため、将来の対策の検討に活用できる。

○学齢対象人口

各々の学校の種別の対象となる児童・生徒の年齢の人口。

私学共済の平成 21 年財政再計算において、将来の被保険者数を推計する際に使用された。学校の種別により、就学する年齢が異なるため、雇用される教職員の数も変わってくる。

○過去期間分・将来期間分別給付費

年金給付費を、その算定の基となる加入期間で分けたもの。過去期間分は、加入期間のうち基準時点（平成 21 年度末）以前の期間に係る給付費であり、将来期間分は基準時点以降の期

間に係る給付費である。

○加入年齢分布率

財政再計算の将来推計の際、新規加入者を年齢別に振り分けるために使用する率。

○感応度分析

財政再計算で使用した前提の変動が、財政再計算結果にどのように影響を及ぼすかを分析する方法。動かした前提の計算結果に対する影響度合いが分かるため、その前提の変動による結果の変動がある程度予測できる。

○基礎数

財政再計算で使用される初期データ。将来見通しのシミュレーションの最初となる値。一般には財政再計算時点で得られている最新の被保険者、受給者の統計や決算結果等が使用される。この最新のデータ年度と財政再計算の基準時点とが異なる場合には、財政再計算の基準時点まで、別途計算した結果が使用される。

○基礎年金拠出金

基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費を公的年金各制度で分担して負担する分として、国民年金の基礎年金勘定に納付又は繰り入れる金額のこと。公的年金各制度は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、制度加入者の規模（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して拠出する。

○基礎年金拠出金算定対象者

国民年金にあっては保険料納付済期間又は保険料免除期間（全額免除を除く。）を有する第1号被保険者（任意加入も含む。）、被用者年金にあっては第2号被保険者で20歳以上60歳未満の者及び第3号被保険者

○基礎年金拠出金に相当する保険料率

各制度の毎年度の基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分を除く。）の当該年度の標準報酬総額に対する比率。保険料で負担している基礎年金拠出金の規模を保険料率ベースで比較できるようにしたもの。

○基礎年金交付金

昭和60年改正前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付の支給に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てる分として、国民年金の基礎年金勘定から国民年金（国民年金勘定）及び被用者年金各制度に繰り入れられる又は交付される金額。

○基礎年金交付金を控除

厚生年金と国民年金の将来見通しでは、収入、支出（及び給付額）から基礎年金交付金を除いて計算されていること。

○基礎率

財政再計算における将来推計のシミュレーションで、被保険者数や受給者数等が今後どのように変化していくのかなどを推計するのに用いられるパラメータ。

○旧国民年金

昭和 61 年の基礎年金導入前の国民年金法に基づき裁定された年金。新規裁定がほとんどないため、減少傾向にある。

○旧年金数理部会

平成 12 年度まで旧総理府社会保障制度審議会に設置されていた年金数理部会。

○給付水準

年金給付の水準。現役世代の手取り賃金に対する年金の比率（所得代替率）で測られる。平成 16 年改正で、厚生年金の給付水準は、年金受給開始時点での所得代替率が 50%を上回るものとされた。ただし、単身者や標準報酬が平均と異なる場合の所得代替率は異なってくる。また、65 歳以降は物価スライドとなるため、年齢とともにこの比率はおおむね低下する。

「標準的な年金」、「所得代替率」参照。

○給付水準の下限

老後生活の基本的部分を支えるという公的年金の機能を果たすために設けられた水準。厚生年金では、標準的な年金の受給開始時（65 歳）における所得代替率でみて 50%が下限とされ、これを確保するものとされている。

○旧法の共済年金

昭和 61 年の基礎年金導入前の制度で裁定された共済年金。算定方法が、最終の俸給（手当を含まないもの）若しくは退職前の一定期間の平均の俸給の一定割合とされており、厚生年金や現在の共済年金と異なっている。そのため、厚生年金と直接比較することは困難であり、比較する際には一定の前提を置いた推計が必要となる。

○経済前提、経済的要素

財政再計算で使用される基礎率の一種。物価上昇率、賃金上昇率及び運用利回りが使用される。公的年金の財政では、それぞれの間の差が意味をもつため、これら三者の間の整合性を勘案して設定される。

○現価

将来の価額をある時点（基準時点）の価値に換算したもの、又はその累計。年金は長期間にわたるものであり、その間の運用などの経済活動により、時点が違えば保険料や年金額等の価値が違ってくる。これら異なる時点における金額をそのまま同等に扱うことは適切ではないため、ある時点の価値に換算したものを使用する。換算には、運用利回りや賃金上昇率が割引率として用いられる。また、将来の各年度の推計値の現価のほか、これらを基準時点まで積み上げた額も現価という。

○高在老方式

65 歳以上の老齢・退職年金の在職支給停止の方式。老齢厚生年金、退職共済年金の年金額を 12 で除した額（基本月額）と総報酬月額相当額に応じて、次のようになっている。低在老を参照。

- ・基本月額＋総報酬月額相当額 ≤ 48 万円の場合 全額支給（支給停止はなし）
- ・基本月額＋総報酬月額相当額 > 48 万円の場合

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 48 \text{ 万円}) \div 2 \times 12$$

○公的年金制度の一元化

就業構造の変化、年金制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため推進されてきている。これまで、基礎年金制度の創設、船員保険、旧三公社の年金制度、農林年金が厚生年金と統合したことなどがある。また、この一元化への対応として、平成 16 年財政再計算では、国共済と地共済では財政単位の一元化が、私学共済では保険料率引上げの前倒しが行われた。

○公的年金の被保険者

公的年金制度が適用されている者。被用者年金の被保険者と国民年金の第 1 号被保険者と第 3 号被保険者に分かれる。国民年金の第 1 号被保険者は原則 20～59 歳であるが受給資格期間が足りない場合は、その後 64 歳まで国民年金に任意加入できる。第 3 号被保険者は、第 2 号被保険者の被扶養配偶者で 20～59 歳の者である。

被用者年金の被保険者のうち、65 歳以上の老齢年金の受給権者を除く者が国民年金の第 2 号被保険者であり、国民年金の第 1 号、第 2 号及び第 3 号被保険者数の和は、公的年金の被保険者総数よりも少ない。

○公務上の給付

共済年金で、公務、職務若しくは通勤による傷病が支給事由となる障害年金や遺族年金の給付。年金額は、職域部分について通常の算定式より高い乗率を用いて算定される。

○国共済＋地共済

平成 16 年の制度改正で国共済と地共済の財政単位の一元化が図られ、財政再計算では、両制度合算した財政見通しが示されている。この合算した場合の表記として、「国共済＋地共済」

を用いた。

○国庫・公経済負担、国庫・公経済負担割合の引上げ

基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担は、平成 16 年改正で 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げられた。ただし、平成 20 年度までは経過措置がある。なお、国庫・公経済負担とは、国庫の他、地方公共団体、郵政公社や独立行政法人による負担である。

○雇用保険による支給停止

60 歳以上の年金受給権者で雇用保険を受給している者については、その間老齢年金が一部停止される。対象となる失業給付は、求職者給付の基本部分及び、高齢者雇用継続給付である。

○再加入率

被保険者数の見通しを作成する際、新たに加入者となる者のうち、過去に当該制度の被保険者であった者の割合。厚生年金で使用。

○財源と給付の内訳

年金制度の収入と支出について、将来見通しの期間の現価を対比させたもの。年金の財政見通しから、保険料、国庫・公経済負担及び給付費等を基準時点での額に運用利回りにより換算して、表示することで、収支のバランスを集約した形でみることができる。なお、過去期間と将来期間に分割されているが、公的年金の財政方式は積立方式ではないことに留意する必要がある。

○最終保険料率

平成 21 年の財政検証・財政再計算では段階的に保険料率を引き上げていくこととしているが、その引上げが終わった後の保険料率。引上げ終了後、収支見通しの最終年度(2105 年度)までの期間が長いため、最終保険料率の水準が年金収支や 2105 年度の積立度合に大きな影響を与える。

○財政均衡期間

財政計画を立てる際に、年金制度の財政の均衡が図られるようにする期間。以前は永久期間としていたが、平成 16 年の財政再計算からは、有限均衡方式の導入に伴って、基準時点以降おおむね 100 年間（平成 21 年財政検証・財政再計算では 2010 年～2105 年）とされた。

○財政計画

財政再計算で、収支が均衡するように、保険料率の引上げ方や給付水準の調整の仕方を決めること。

○財政検証

平成 13 年 3 月 16 日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時に行う検証。

○財政再計算

年金財政とその計算に使用する基礎数、基礎率を見直し、財政計画の見直しを行うこと。また、その結果として、実際の保険料（率）を改定すること。なお、平成 16 年では全制度とも財政再計算を行ったが、平成 16 年の制度改正で保険料水準固定方式となった厚生年金、国民年金は、以後は財政再計算を行わず、財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通しを作成すること（財政検証）となった。

○財政再計算の前提

財政再計算に用いられる基礎率や将来の被保険者数の見通し。前提は、財政再計算の対象期間について予測されて設定される。時間とともに変化するように設定されるものと固定値とされるものがある。前提によっては、財政再計算結果に大きく影響するものもあり、その設定には細心の注意を必要とする。

○財政指標

年金財政を検証する際などに使用される指標。年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支比率、保険料比率、積立比率がある。

○財政単位の一元化

保険料率の設定集団を一つとすること。使用する基礎率から合わせて財政再計算する場合から、各々の費用等の将来見通しを計算してから合算して保険料率を設定する方法まで様々である。国共済と地共済の財政単位の一元化は後者の方である。

○財政調整のルール

平成 16 年の財政再計算で国共済と地共済の財政単位の一元化が図られたが、実際の財政運営は別々に行われる。そのため、両制度間の財政に差が生じ、財政運営が困難になることを避けるため、両制度間で財政調整を行うこととされている。この財政調整のルールとしては、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整 A）と年金給付に支障を来さないための財政調整（財政調整 B）がある。

○財政的なリスク（規模が小さいことに起因する）

共済年金のように、年金制度の被保険者数が少ない場合、ある事業所や組織の統廃合、分離、民営化等により、被保険者数が大きく動く（減少する）場合がある。これは、財政再計算の見通しとおりに推移しなくなるおそれがあることを意味している。この変動の可能性（リスク）のことを、（規模が小さいことに起因する）財政的なリスクという。

○財政の現況及び見通しの作成（財政検証）

平成 16 年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、今後は財政再計算は行わず、少なくとも 5 年ごとに、「財政の現況及び財政均衡期間における見通しの作成」を行うこととなった。ここで、財政均衡期間とはおおむね 100 年間とされ、また、この現況及び見通しが作成された場合は、速やかに公表するものとされている。そして、この現況及び見通しの作成時の次の作成時までの間に給付水準が 50%を下回ることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

○再評価前・後

年金給付の額の算定では、過去の標準報酬を再評価したものを使用している。その再評価を行う前の標準報酬が再評価前、再評価した後のものを再評価後という。

○GDP 比（年金数理部会による）

厚生年金・国民年金の平成 21 年財政検証では、コブダグラス型の生産関数を用いて 2039 年度までの GDP 等のマクロ経済を推計しているが、2040 年度以降について、賃金上昇率が名目 2.5%という経済前提に整合的になるように年金数理部会で推計を延長し、その GDP に対して公的年金給付費等の比率を算出している。

○支給開始年齢の引上げ

現在、被用者年金の老齢・退職年金では、本則上は 65 歳から年金が支給されることとなっているが、経過措置として、60 歳から特別支給の年金が支給されることとなっている。この 60 歳という年齢は、順次引き上げられている。現在、特別支給の老齢・退職年金の定額部分で支給開始年齢の引上げが行われている。厚生年金の女子については、2006 年度からはじまる。定額部分の引上げが終了した後、報酬比例部分も引き上げられることとなっている。

○失権率

年金の受給権がなくなること失権といい、この失権の一年間の発生率を失権率という。年齢別に示すことが多い。老齢・退職年金では、失権事由は受給権者の死亡のみであり、死亡率と同じとなる。その他の年金では、死亡以外に、障害年金では障害の程度の回復があり、遺族年金では再婚や養子になったとき、さらに子、孫では 18 歳に到達したことなどがある。

○実質的な支出

年金制度が、その本来の姿で、すなわち保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のこと。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} &= \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} + \text{年金保険者拠出金} + \text{その他の拠出金} \\ &\quad - \text{基礎年金交付金} - \text{国共済組合連合会等拠出金収入} - \text{追加費用} \\ &\quad - \text{その他の拠出金収入} \end{aligned}$$

○支払準備金

年金の実際の支払いが滞りなく行うことができるだけの積立金。年金制度は保険料収入、国庫・公経済負担、運用収入と給付費のキャッシュフローの時点のずれがあるため、一定の資金が必要となる。平成 16 年財政再計算で導入された有限均衡方式の下では、財政均衡期間の最後において支払準備金程度の積立金を確保するとされ、積立度合によりその規模が設定されている。

○死亡率の改善

老齢・退職年金や遺族年金の主たる失権理由は、受給権者の死亡である。したがって、死亡率の動向は今後の年金給付に大きな影響を与える。平成 16 年財政再計算から、全制度で、将来推計人口で用いられた死亡率の改善と同様の死亡失権率の改善を織り込んで計算している。

○収支比率

財政指標の一つ。保険料収入と運用収入の合計に対する、実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の比率である。この比率が 100%を超えると、積立金を取り崩す必要が出てくる。

○受給者

年金を受給している者。毎年の決算等では、受給権をもっている「受給権者」と全額支給停止となっている者を除いた「受給者」を区別しているが、財政再計算の場合は、すべて受給者でみている。

○将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査等のデータをもとに、5年ごとに作成している将来の人口の見通し。財政再計算で将来の被保険者数を設定する際に使用される。

○将来見通しの推計方法

年金制度の収入や支出等の財政見通しや被保険者数、受給者数の見通しの計算方法。

○職域部分

共済年金の報酬比例部分のうち、厚生年金の報酬比例相当部分の上積みとして加算されている部分。新法の共済年金の報酬比例部分の額は、厚生年金と同じ給付乗率で計算される額に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算した額であるが、その加算される額のこと。組合員期間により乗率が変わるほか、厚生年金にはない支給停止事由もある。3階部分ともいう。

○職域部分を除く給付に係る保険料率

共済年金の保険料率のうち、共済年金の給付の職域部分がなかったと仮定したときの保険料

率を推計したもの。財政再計算で見込まれた保険料率を、各年度ごとに、その年度の1階部分、2階部分、3階部分のそれぞれの給付に対応するものとして、一定の前提を置いて仮に振り分けたもの。制度間の公平性の検証で使用。保険料率は、制度として将来の均衡が図られるように一体として設定されているが、この振り分けは、各年度ごとに機械的に行っているため、それぞれの給付の部分ごとに見た場合、均衡がとれているとは限らない。振分けの際に使用する職域部分の給付費は、昭和60年改正前の旧法で裁定された者の年金が退職時等の俸給比例となっているため、一定の前提を置いて算定している。厚生年金との比較のために使用されるが、給付の制度的な違いもあり、厳密な算定ではないことに留意が必要。

○所得代替率

「標準的な年金（夫婦二人の年金月額）」の「現役（男子）の平均手取り年収（月額換算）」に対する比率。年金の給付水準を測る指標。

「給付水準」、「標準的な年金」参照。

○初任年齢グループ

私学共済の基礎数や基礎率で使用する被保険者の区分方法。被保険者の新規加入時の年齢により区分（現在10グループ）している。

○スライド調整率

マクロ経済スライドの基とされる率。「公的年金の被保険者数の減少率の実績（3年平均）」と「平均余命の伸びを勘案して設定した一定率（0.3%）」との合計で設定される。

○生産年齢人口

15歳以上65歳未満の人口。将来の被保険者数の見込みに利用される。

○生存脱退、死亡脱退

ある年金制度の被保険者が当該制度から脱退するパターン。生存脱退は、退職等でその制度の被保険者でなくなる。死亡脱退は死亡により被保険者でなくなる。

○制度の成熟、成熟度

公的年金制度は、年齢や一定の納付期間等を年金受給要件としているため、制度発足当初は受給者はほとんどいない。その後時間の経過とともに、年金受給者が増えてくることになる。また、これに伴って、年金額が増加し、また積立金は急激な増加から、その後一定水準を維持するという動きを示す。これらの動きを年金制度の成熟という。その程度をみる指標としては年金扶養比率が用いられている。

○総合費用率、総合費用の保険料換算

財政指標の一つ。実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（実質的な支

出から国庫・公経済負担を除いたもの）の、標準報酬総額に対する比率。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当し、純賦課保険料率とも呼ばれる。なお、国民年金では、標準報酬という概念がないため、総合費用の保険料換算を使用している。

○待期者

過去において当該制度に加入していた期間がある者のうち、その時点で被保険者でも受給権者でもない者。財政再計算で将来の年金受給者数等を推計するのに使用。毎年の決算や事業報告等には出てこない。脱退時の記録しかなく、その後の死亡等の動きを織り込んだ上で計算に使用される。年金受給までの期間を待つ者との意味ともいわれる。地共済の待機者も同意。

○対生産年齢人口割合

共済年金の組合員数の生産年齢人口に対する割合。国共済及び地共済の財政再計算において、将来の被保険者数を設定する際に使用された。

○脱退力と脱退率

被保険者が当該制度から脱退する確率であり、財政再計算のシミュレーションで、その一年間にどれくらいの被保険者が被保険者でなくなるかを計算するために使用される率。脱退の要因には死亡、障害、その他等複数あるため、計算の都合上、一般的には脱退力を使用される。

○段階保険料方式

保険料（率）の設定の方法の一つ。平準保険料率のように将来にわたって変わらない保険料率を設定するのではなく、年を追うごとに保険料率を引き上げていく設定の仕方。保険料率に必要な率に一気に引き上げることが困難な場合に使用される。積立水準は平準保険料方式の場合よりも低くなり、必要な引上げが終了した後の保険料率は、一般的に、平準保険料率よりも高くなる。

○賃金上昇率

財政再計算の標準報酬の推計で用いる。定期昇給分のような、年齢とともに賃金が増加する要素を除去した一人当たりの標準報酬の変動率である。

○追加費用

国共済と地共済の制度発足（それぞれ昭和 34 年、同 37 年）前の恩給公務員期間等に係る給付の費用を恩給制度等の制度主体であった国や地方公共団体等が負担している額のこと。整理資源と呼ばれることもある。

○積立金の運用収入分及び取崩し分の料率換算

積立金の運用収入及び取崩し分の標準報酬総額に対する比率。積立金の効用を測るもの。運用収入や取崩しによって保険料率がどれくらい軽減されているかがわかる。

○積立度合

前年度末に保有する積立金が、当該年度の支出の何年分に相当するかを示す指標。有限均衡方式での財政再計算のメルクマールとなっている。積立比率が年金財政を負担面から見るのに対し、積立度合は給付面から見ていえる。

○積立比率

財政指標の一つ。実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する前年度末に保有する積立金の比率。前年度末積立金でどのくらいの期間制度から給付できるかを示している。

○定款

共済組合の目的、名称や組織、事業を記したもの。共済年金の保険料率は、法律ではなく、それぞれの定款に書かれている。私学共済では、共済規程がこれに相当する。

○低在老方式

在職中の 65 歳未満の特別支給の老齢・退職年金の受給権者に関する支給停止の方式。老齢厚生年金、退職共済年金（定額部分相当額、経過的加算相当額、繰上げ調整額を含む。）の年金額を 12 で除した額（基本月額）と総報酬月額相当額に応じて、次のようになっている。「高在老」参照。

- ・基本月額＋総報酬月額相当額 ≤ 28 万円の場合 全額支給（支給停止はなし）

- ・基本月額＋総報酬月額相当額 > 28 万円

かつ 基本月額 ≤ 28 万円、総報酬月額相当額 ≤ 48 万円の場合

支給停止額 = (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 28 万円) ÷ 2 × 12

- ・基本月額 ≤ 28 万円、総報酬月額相当額 > 48 万円の場合

支給停止額 = ((48 万円 + 基本月額 - 28 万円) ÷ 2
+ (総報酬月額相当額 - 48 万円)) × 12

- ・基本月額 > 28 万円、総報酬月額相当額 ≤ 48 万円の場合

支給停止額 = 総報酬月額相当額 ÷ 2 × 12

- ・基本月額 > 28 万円、総報酬月額相当額 > 48 万円の場合

支給停止額 = (48 万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 48 万円)) × 12

○デュレーション

債券等においては、その残存年数の加重平均となっている。金利に対する価格感応度の意味を持っており、長期金利が短期金利よりも高くなる状況では、デュレーションが長くなるほど金利が上昇する一方でリスクも大きくなる。

本報告書では、公的年金の財政見通しにおいて、将来発生するキャッシュフローについて、発生するまでの期間を現価で加重平均することによりデュレーションを算出している。

○独自給付費用率

実質的な支出から基礎年金拠出金を除いた独自給付費のうち保険料収入・運用収入によって賄う部分の標準報酬総額に対する比率。

○特別国庫負担

国民年金の保険料免除期間に係る給付費や 20 歳前障害に係る障害基礎年金に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や 5 年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金給付費や基礎年金相当給付費に含まれる費用に関する国庫負担。なお、このほかに、国民年金の付加年金に係る給付費や被用者年金の昭和 36 年 4 月前期間に係る給付費など、基礎年金給付費や基礎年金相当給付費に含まれない費用に関する国庫負担もある。

○2 階部分

厚生年金の年金給付のうち報酬比例部分。共済年金については、職域部分を除く報酬比例部分。

○20 歳前障害基礎年金

初診日が 20 歳前にある傷病に係る障害で、障害認定日において一定以上の障害がある者に支給されている障害基礎年金。

○任期制自衛官

勤続年限を限って任官する自衛官。陸上自衛隊は 2 年、海上、航空自衛隊は 3 年を任期とし、2 年の延長が可能。任期が終了すると退官し、公務員ではなくなるため、通退相当の年金が出る。

○年金種別

年金給付のうち、老齢・退年相当、通老・通退相当、障害、遺族、その他の区分

○年金数理人

厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金制度が適正な年金数理に基づいて運営されているかを、加入員の年金受給権の保護の観点から検証する年金数理の専門家。厚生年金基金制度では、年金数理人が継続的にその財政状況等を観察していく制度が導入されている。年金数理人の要件は、①基礎学力として日本アクチュアリー会の正会員であること、②実務経験として年金数理の実務に 5 年以上（うち、2 年は責任者としての実務経験）があること、③十分な社会的信用を有することである。

○年金制度間の公平性

制度により給付と負担に差がないこと。年金数理部会の財政検証では、制度間で、過去の運営状況等を考慮した上で、同じ年金給付に対する保険料水準に差がないこと、という観点でみている。

○年金制度の安定性

将来にわたって、安定的に年金制度を運営していけること。年金数理部会での検証では、制度の財政運営の考え方により、厚生年金と国民年金では、「給付水準が急激に引き下げられるおそれや老後生活の基本的部分を支えられなくなるおそれのないこと」、共済年金では、「保険料率が急激に引き上げられるおそれや負担が過大なものとなるおそれのないこと」という観点でみている。

○年金扶養比率

財政指標の一つ。被保険者数の老齢・退年相当受給権者数に対する比率。一人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを示す指標。なお、受給権者の対象が老齢・退年相当であるため、この年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率がある。

○年齢相関

遺族年金の新規発生者を推計する際に、遺族年金の受給者の年齢を決めるために使用される。死亡した被保険者などとの年齢の関係を示している。

○被扶養配偶率

被用者年金の第2号被保険者がどれくらい被扶養配偶者をもっているかという割合。その制度での第3号被保険者数の推計に用いられる。

○被保険者

年金制度に加入している者。国共済や地共済では組合員、私学共済では加入者と呼ばれている。

○被用者年金制度

被用者に適用される公的年金制度で、現在、厚生年金、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金及び私立学校教職員共済年金がある。

○標準的な年金

夫が当該制度の平均賃金で40年間加入し、妻が40年間専業主婦であった場合の「夫婦二人の年金月額（夫婦二人の基礎年金額と夫の報酬比例年金額の合計）」。

被用者年金の給付水準をみる際に使用される。

○標準報酬指数

財政再計算で将来の報酬の変化を推計する際に、年功など年齢や勤続期間による上昇を織り込むために使用する。なお、経済の変化による報酬の変動は賃金上昇率で考慮される。通常は年齢別に設定される。

○フォワード金利

満期の違う債券価格から計算される、市場で想定される将来時点の金利。

○賦課方式

年金制度で、各年の支出をその年の収入で賄う財政方式。対角にあるのが積立方式であるが、両者の間にも多くの段階がある。現状で各制度がどちらであるかと区別することは困難なことが多い。なお、日本の公的年金は、制度設立当初は平準保険料方式を採り積立方式であったが、現在は賦課方式を基本としている。

○平均手取り年収

被保険者の年収から、租税や社会保険料等を控除した後の手取りベースの年収。

○平均余命の延び

将来推計人口の作成の際に設定された死亡率の改善による 65 歳の平均余命の改善度合。マクロ経済スライドの設定で考慮された 0.3%は、その平均値であり、今後の年金受給期間の延びを調整をするため入れられた。

○平準保険料方式

時間的に一定水準を保つ保険料（率）水準で財政収支を図る方式。時間的に変化する給付費を変動の少ない拠出水準により賄うように計画するもの。保険料の拠出を前提として受給権が与えられる公的年金の給付費は、制度発足当初にはほとんどなく、制度の成熟とともに増大するという経過をたどる。このような制度で平準保険料方式を採った場合には、制度が未成熟な段階では収入が支出を上回り、積立金が積み上がるが、制度が成熟した段階では、実際の拠出保険料と積立金の運用収入で給付費を賄っていくという形で、拠出は平準化される。

○平成 16 年度・平成 21 年度価格

将来見通しの各年の数値を平成 16 年度・平成 21 年度の価格に換算したもの。割引率として賃金上昇率が使用されている。

○報酬、給料、賞与等

被用者年金制度で、保険料や給付算定の基礎として用いられる。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべてを含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含ま

れない。なお、地共済では、報酬の代わりに給料が使われている。これは、各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれる各種の手当ては含まれていない（このため、給料にかかる保険料率や平均給与月額算定における給料に一定割合（1.25）を乗じて調整している。）。私学共済では給与と称しているが、報酬と同じ概念である。「賞与」は、被保険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受け取るものをいう。

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額をいくつかの階級に当てはめたもの。また、標準賞与額は、賞与の千円未満を切り捨て、150万円が上限である。財政再計算では、これらを合わせた年間の報酬を標準報酬総額としている。地共済については、給料の1.25倍としたものを報酬月額ベースとして、計算している。

○報酬比例部分

被用者年金給付のうち、被保険者であった期間の報酬等をもとに算定される部分。現在は、次式で計算される。

当該制度加入期間の標準報酬の平均×加入期間×給付乗率

○保険者

年金制度を管理・運営する者。被保険者の適用、保険料率の設定と保険料の徴収、年金の給付、積立金の運用及び被保険者等の記録管理などを行う。ただし、これらの機能を複数の組織で分担することもある。

○保険料水準固定方式

保険料（率）の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決めてしまい、それによる収入の範囲内で財政の均衡が図られるよう給付を調整することにより財政計画を立てること。

○保険料比率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する保険料収入の比率である。

○保険料率の一本化

異なる年金制度で一つの保険料率を採用すること。一元化の第一歩若しくは一形態といえる。財政運営は別々に行うため、財政の均衡を図るには、何らかの財政調整が必要となる。国共済と地共済の財政単位の一元化も同じ。

○マクロ経済スライド

社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の延びに伴う給付費の増加というマクロでみた負担能力と給付の規模の変動に応じて給付水準を調整するという考え方。公的年金の年金額は、手取り賃金の伸びや物価の変動を考慮して改定が行われるが、その改定の一部を、ス

ライド調整率を基として調整（改定率を減らす）するもの。保険料水準の調整期間の間適用され、給付水準は低下する。共済年金については、厚生年金で設定された数値がそのまま使用される。

○有遺族率

死亡した被保険者や受給権者に遺族年金の受給権者になることのできる者がいる割合。

○有限均衡方式

年金の財政が一定期間で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成 16 年の制度改正で導入された。一定期間後の年金の財政が考慮されていないため、将来行われる財政見通しの作成や財政再計算では、見通したとおり推移をしても、財政計画が見直される可能性がある。

○労働力率

人口に対する労働している者（就業者及び失業者）の割合。

○老齢・退年相当

被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている（経過措置及び中高齢の特例を含む）老齢厚生年金及び退職共済年金並びに旧法の老齢年金及び退職年金のこと。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

この期間を満たさない老齢厚生年金、退職共済年金および旧法の通算老齢年金、通算退職年金は、「通老・通退相当」という。

○割引率

現価を算定する際に使用される率。運用利回りがよく使われるが、賃金上昇率や物価上昇率が使用される場合もある。年金現価を算定する際には、有限均衡方式下のように対象期間が有限であれば問題はないが、永久均衡方式の下では、割引率は収入、支出等の伸び率よりも大きな値でないと計算できない。